

第 2 1 期

大分県内水面漁場管理委員会 第 1 回公聴会 議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 月 1 6 日 (月) 1 0 時 3 0 分

開催場所 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県庁舎本館 9 階 9 1 会議室

第21期大分県内水面漁場管理委員会第1回公聴会

1. 開催日時 令和5年1月16日(月) 10時30分

2. 開催場所 大分県庁舎本館9階 91会議室

3. 出席委員 藤本勝美
飯倉速美
手島勝馬
久寿米木洋子
北西滋
宮名利光廣
岩本郁生(会長、議長)
園田賢文

欠席委員 坂井美穂、北村東太

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 倉橋参事、大石課長補佐(総括)、中川主幹、大竹主任、
甲斐主任

水産振興課 大屋課長

臨席者 麻生政美(鶴崎漁業協同組合)、三ヶ尻孝文(北部振興局)

4. 結果
公述者なし

5. 概要

事務局長 ただいまから、第21期大分県内水面漁場管理委員会第1回公聴会を開会いたします。

まず、この公聴会の趣旨について簡単に説明させていただきます。

この公聴会は、漁業法第67条第2項において読み替えて準用する法第64条第5項の規定に基づき、知事が作成した内水面漁場計画案について、当委員会が意見を述べようとする際、当該内水面において漁業を営もうとする者、その他利害関係人の意見を

広く聴くために開催するものです。

そのため、この公聴会の開催について、令和4年12月23日付けで、県内の内水面漁協の事務所や県のホームページで広くお知らせし、本日まで意見を述べる方の公募をしております。

次に公聴会における発言のきまりについて説明いたします。公聴会規程により、発言される方は会長の許可を得て、所属、職、氏名を述べてから発言願います。

なお、委員の皆様は公述者に対し、質問することができますが、公述者は委員に質問することができません。

会 長 それでは、公聴事項の「内水面漁場計画について」事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。漁業法第67条第2項において読み替えて準用する法第64条第4項の規定に基づきまして、知事から本委員会に対し意見を求められたものでございます。

次の4ページが知事からの諮問文でございます。

現在免許している共同漁業権12件を令和6年1月1日に一斉更新するものであります。

議案書の8ページをご覧ください。内水面漁場計画の告示の案でございます。

このページの中程、漢数字の一、漁業権に関する事項はすべて「別表のとおり」とし、10ページ以降の表に記載しております。次の9ページの漢数字の三 免許の予定日は令和6年1月1日、漢数字の四 三に係る申請期間は令和5年7月1日から同年10月15日までとしております。

この漁場計画は、現地調査、各漁協に対して行ったヒアリングの結果及び漁協からの要望に基づいて検討し、作成したものでございます。説明は以上です。

会 長 説明がありましたが、この件について公述される方はございませんか。

いないようですので、これをもちまして本日の公聴会を終了します。

